

第4章 人権教育・啓発の推進方策

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と規定されています。

人権教育・啓発の推進に当たっては、これらを一層総合的かつ効果的に推進し、多様な学習機会を提供していくため、人権教育・啓発を行う各実施主体がその担うべき役割を踏まえ、相互に連携協力関係を強化するとともに、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の学校、家庭、地域社会、企業などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要があります。

なお、人権教育・啓発は、県民一人ひとりの心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないよう十分留意するとともに、行政機関においては、主体性や中立性を確保する必要があります。

1 人権教育

(1) 学校等における人権教育

① 現状と課題

学校等において、子どもが人権尊重の精神やこれからの中社会における「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など）を確実に身に付けることは、人格の完成を目指す教育の目的を達成するために極めて重要なことです。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようになるなど、子どもたちに人権尊重の精神をはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導しています。保育所においては、平成10年（1998年）に改正された幼稚園教育要領との整合性を図りつつ、平成12年（2000年）4月に施行された保育所保育指針に基づき、保育が行われています。

小・中・高等学校においては、児童生徒の発達段階に応じ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われています。また、平成14年度から改訂された新しい学習指導要領により、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されています。加えて、平成13年（2001年）7月に改正された学校教育法により、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされ、各学校の取組の促進が求められています。

盲・聾・養護学校等では、障害者の自立と社会参加を目指して小・中・高等学校に準ずる教育を行い、障害に基づく種々の困難を改善・克服するための指導を行うとともに、

一人ひとりの障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られています。また、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、障害者に対する正しい理解や認識を深めるため、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々が共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われています。

このように、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されていますが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されています。

また、学校等では、依然として、いじめ、不登校、体罰などの問題や同和問題に関する差別事象など、子どもや教職員の間で人権にかかる問題が発生しており、幼児・児童・生徒・教職員が、広く人権や差別について正しい理解・認識やそれに基づく行動力を十分身に付けるようにすることが求められています。

平成元年（1989年）の国連総会で採択され、我が国が平成6年（1994年）に批准した「児童の権利に関する条約」で位置付けられている「生命、生存及び発達の権利」を保障するためにも、「読み・書き・算」だけでなく、社会で生きていくために必要な知識や技術、態度すなわち、基礎・基本を身に付けさせていくことが不可欠です。

② 施策の基本方向

学校等においては、このような状況を踏まえ、基礎・基本の確実な習得を図り、子ども自らが自他の人権について考え、差別や偏見をなくしていこうとする意欲と実践力を育てていくことが必要です。

人権教育を目指すものは、子どもたちに「自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」を育てることです。すなわち、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、自立心・自己抑制力・責任感、他者との共生や異質なものへの寛容の精神などを育てることです。このような感性や心を育てる教育を、すべての学校で、すべての子どもを対象に、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で積極的に行うことが重要です。

子どもたち一人ひとりに人権に関する知識や行動に移すための技術を含め、これから社会の中で生きていくために必要な基礎・基本をしっかりと身に付けさせ、その多様な個性や能力の伸張を図っていくため、個に応じた指導方法等の改善を一層進めていくことが必要になっています。

今後は、上記視点に立って、人権尊重精神をはぐくむ教育の一層の推進を図ります。

また、同和教育については、これまでの成果と手法への評価を踏まえて、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育として発展的に再構築し、積極的に推進します。

ア 学校等における人権尊重精神の高揚

学校においては、子どもの発達段階に即して、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育を推進します。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状

況にあるなか、人権意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境の確保に努めます。

また、幼稚園、保育所においても、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神がはぐくまれるよう努めます。

イ 多様な体験活動の機会の充実

社会教育との連携を深め、社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動をはじめ、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進し、多様な体験活動の機会の充実を図ります。その実現のため、研究指定校等の実践的な研究や取組の成果を各学校等に普及・展開していくとともに、各学校等における指導方法・内容の改善・充実に努めます。

ウ 家庭及び地域との連携

子ども一人ひとりに対する人権教育をより効果のあるものにするために、家庭や地域社会において人権尊重の正しい理解と認識が深まるよう啓発活動を重視するとともに、P T A活動や子ども会、公民館活動等とも連携しながら、人権教育の改善・充実を図ります。

エ 教職員における人権尊重の理念の理解・体得（資質向上）

人権教育を充実したものとするためには、教職員の力量に委ねられるところが大きく、その役割は重大と言えます。教職員は、その職責を再認識するとともに、常に感性を磨き、実践的指導力を高める不断の努力を払い、豊かな人権感覚を身に付けなければなりません。

このためにも、本県におけるいじめ、不登校、体罰などの実情をも踏まえ、様々な教育課題に応じた計画的・体系的な教職員研修を実施し、教職員の意識の高揚や指導者としての資質向上を図ります。

また、教職員の採用に当たっては、人権尊重の理念について十分な認識をもち、児童生徒への愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力をもった人材の確保を図ります。

(2) 家庭・地域社会における人権教育

① 現状と課題

(家庭)

家庭は、生涯学習の原点であると同時にあらゆる教育の出発点であり、子どもの人格形成に大きな役割を担っています。特に乳幼児期の子どもにとって、生命の尊重、人間としての尊厳、幸福の追求、自由や平等の観念など人権に関する基本的な学習の場であり、また、基本的な生活習慣や社会性を身に付けさせる場ともなっています。

このため、これまで家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけのあり方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等をもつ保護者に配布したり、家庭教育学級や相談事業の実施などの取組を行ったりしてきました。

しかし、近年、核家族化・少子化等による家庭環境の変化や都市化による地域社会の相互扶助機能の希薄化などに伴い、家庭や地域社会における教育・養育機能の低下が指摘されており、子育てや子どもとのかかわりに不安や悩みを抱く保護者が増加している状況にあります。

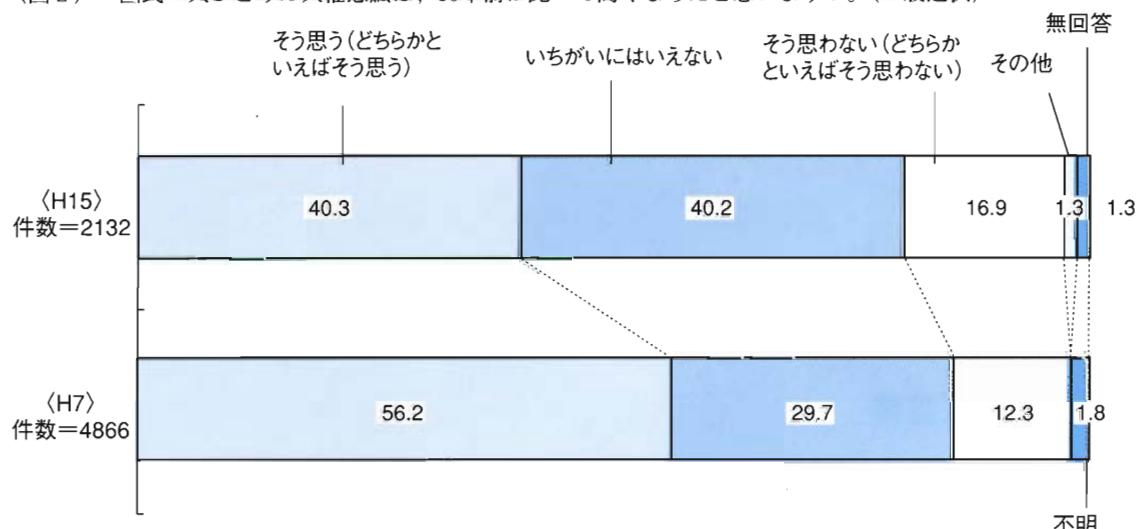
(地域社会)

地域社会では、そこが人々の生活の場であることから、一人ひとりが生きがいをもって豊かに生きていくためにも、人権意識の高揚を図るとともに、人々の多様な学習意欲に対応した人権学習の場や機会を整備・充実していくことが大切です。

これまで、同和問題をはじめ各分野にわたる人権啓発リーフレット等の作成・配布、テレビ・ラジオ・新聞などのマスメディアを活用した人権啓発、視聴覚ライブラリーの整備を行ってきました。また、県、市町村、関係団体の緊密な連携の下、生涯の各時期に応じ、各人が人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動などの多様な学習機会を提供し、啓発及び学習活動を総合的に推進してきました。

このような取組により、県民の人権や差別についての正しい理解と認識は深まりつつあります。その一方で、県民意識調査の結果をみると、「国民一人ひとりの人権意識は10年前に比べて高くなかったと思いますか」との質問について、「そう思う」の割合が40.3パーセントであるのに対し、「いちがいにはいえない」が40.2パーセント、「そう思わない」が16.9パーセントとなっており、未だ十分な成果を挙げているとは言えない状況もあります。

(図2) 国民一人ひとりの人権意識は、10年前に比べて高くなかったと思いますか。(一肢選択)



② 施策の基本方向

家庭における人権教育を推進するため、家庭における教育機能の活性化を図ります。また、地域社会においては、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図ります。人権に関する学習においては、人権問題を単に知識として学ぶのではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権尊重の精神の涵養を図ります。

ア 家庭への支援

家庭教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点であることから、その充実を図ります。特に、保護者自身が偏見をもたず、差別をしないことなどを日常生活を通じて子どもに示していくことが重要であることから、家庭教育に関する保護者の学習機会や情報提供の充実を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える保護者への相談体制の整備等を図ります。

イ 地域社会における学習機会の充実

公民館をはじめとする社会教育施設を拠点に、人権に関する学級・講座の開設や地域住民の相互理解を深める各種交流活動など、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図ります。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動をはじめとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実に努めます。さらに、青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図るとともに、県民の生涯学習等の機能をもつ「かごしま県民交流センター」を活用して、人権に関する学習機会の充実に努めます。

ウ 効果的な人権教育の推進

学習意欲を高めるような参加・体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及します。特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちに態度や行動に現れるような人権感覚をはぐくむ学習プログラムを開発し、提供します。

エ 人権教育を行う指導者の育成・資質の向上

地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の育成及びその資質の向上を図り、社会教育における指導体制を充実するため、指導者研修会の内容、方法について、体験・参加型学習方法を取り入れるなどの創意工夫を図ります。

(3) 企業における人権教育

① 現状と課題

企業においては、昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申や昭和50年（1975年）に差別文書である「部落地名総鑑」を購入していた企業が発覚した事件などを受けて、これまで、主に同和問題解決のための公正な採用選考システムの確立に向けた取組や企業内研修が行われてきました。

また、男女雇用機会均等法に基づき、多くの企業において女性の雇用管理の改善が進んでいます。さらに、高齢者、障害者の就職の機会均等を保障する取組も行われています。

一方、職業選択の自由、就職の機会均等を確保する等の観点から、採用選考に当たり、本籍、家庭環境、保護者の職業など本人の適性や能力に関係のない事柄を求めることがないよう、統一応募様式など適正な応募書類の使用の徹底等を推進するとともに、一定規模以上の企業に企業内同和問題研修推進員（平成9年度からは、公正採用選考人権啓発推進員^{*}）の設置を求め、これらの推進員に対し、計画的・継続的な啓発・指導を行ってきました。

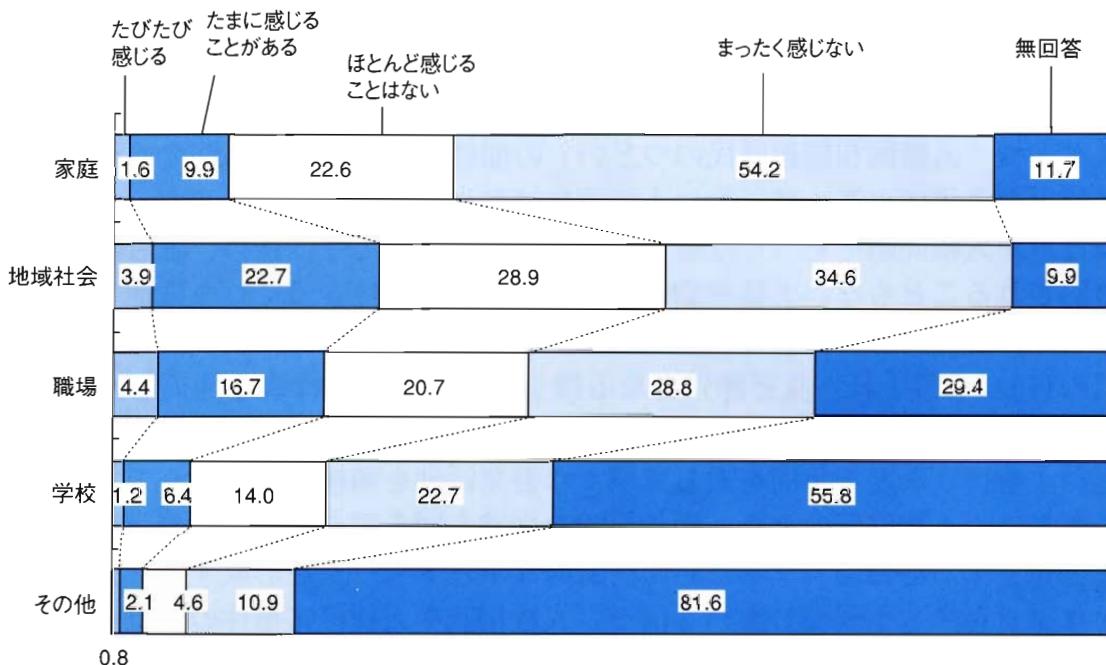
また、企業内研修を支援するため、講師の派遣・斡旋や人権教育映画・ビデオ等研修教材の貸出しも行っています。平成3年（1991年）には企業等の連合組織である県レベルの民間団体等を構成員とする県同和問題啓発推進協議会（平成14年度からは、県人権同和問題啓発推進協議会）を設置し、差別のない明るい社会を築くため、それぞれの組織内の関係者をはじめ、広く県民に浸透するような啓発活動を積極的に推進してきました。

しかし、企業においては、障害者の法定雇用率達成の問題、高年齢者の継続雇用の問題、男女の賃金や昇任等の格差是正の問題、職場内のセクシュアル・ハラスメント防止の問題、働く男女の仕事と家庭生活の両立を可能とする条件整備の問題などの取り組むべき課題も多く存在しています。

県民意識調査では、職場において差別や人権侵害を感じる人が4.4パーセント、たまに感じることがある人が16.7パーセントとなっています。これらの割合は、家庭や学校に比べて高くなっています。職場で差別や人権侵害を感じる人が多いという結果になっています。

(図3) 日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと感じる（感じた）ことがありますか。

(一肢選択)



② 施策の基本方向

県民の生活の場は、家庭であり、地域社会であるとともに、職場そのものも生活の重要な場となっています。特に我が国の社会は「企業社会」ともいわれ、企業と個人の結びつきは単に経済的なものだけではなく、日常生活や精神面にも強固に結びついており、その影響力は大きく、企業の人権問題の解決に果たす社会的役割と責任は、極めて大きなものがあります。

企業においては、その社会的責任を自覚し、公正な採用選考システムの更なる推進のほか、同和問題など重要課題についても自らの課題として捉え、差別のない明るい職場づくりに取り組むとともに、人権尊重に根ざした企業活動などの取組にも広がりを持たせていくことが求められています。このため、県人権同和問題啓発推進協議会や商工会議所・商工会等関係機関・団体との連携の下に、企業及びそこで働く人々の人権意識が一層高まるよう、企業内で行われる教育・啓発活動に必要な情報や教材の提供、研修講師の斡旋などの支援を行います。また、一定規模以上の企業が配置する公正採用選考人権啓発推進員に対する研修の充実など企業の自主的・主体的な取組を要請します。

さらに、企業における女性や障害者等の雇用・就業のための環境づくりを進めるため、男女雇用機会均等法や「障害者の雇用の促進等に関する法律」等の法令、関係制度の周知を図ります。